

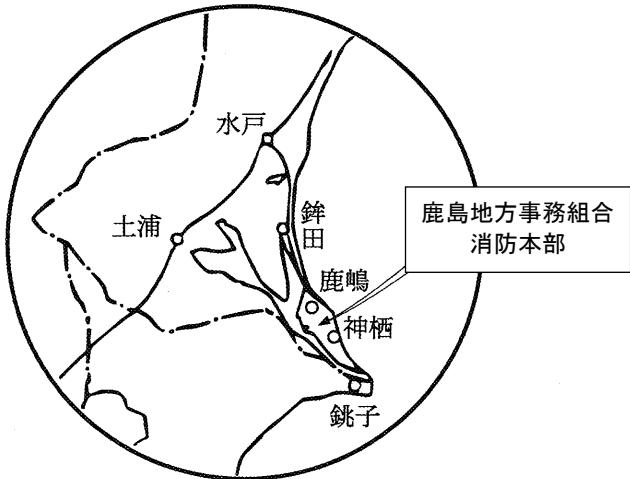
# 總務



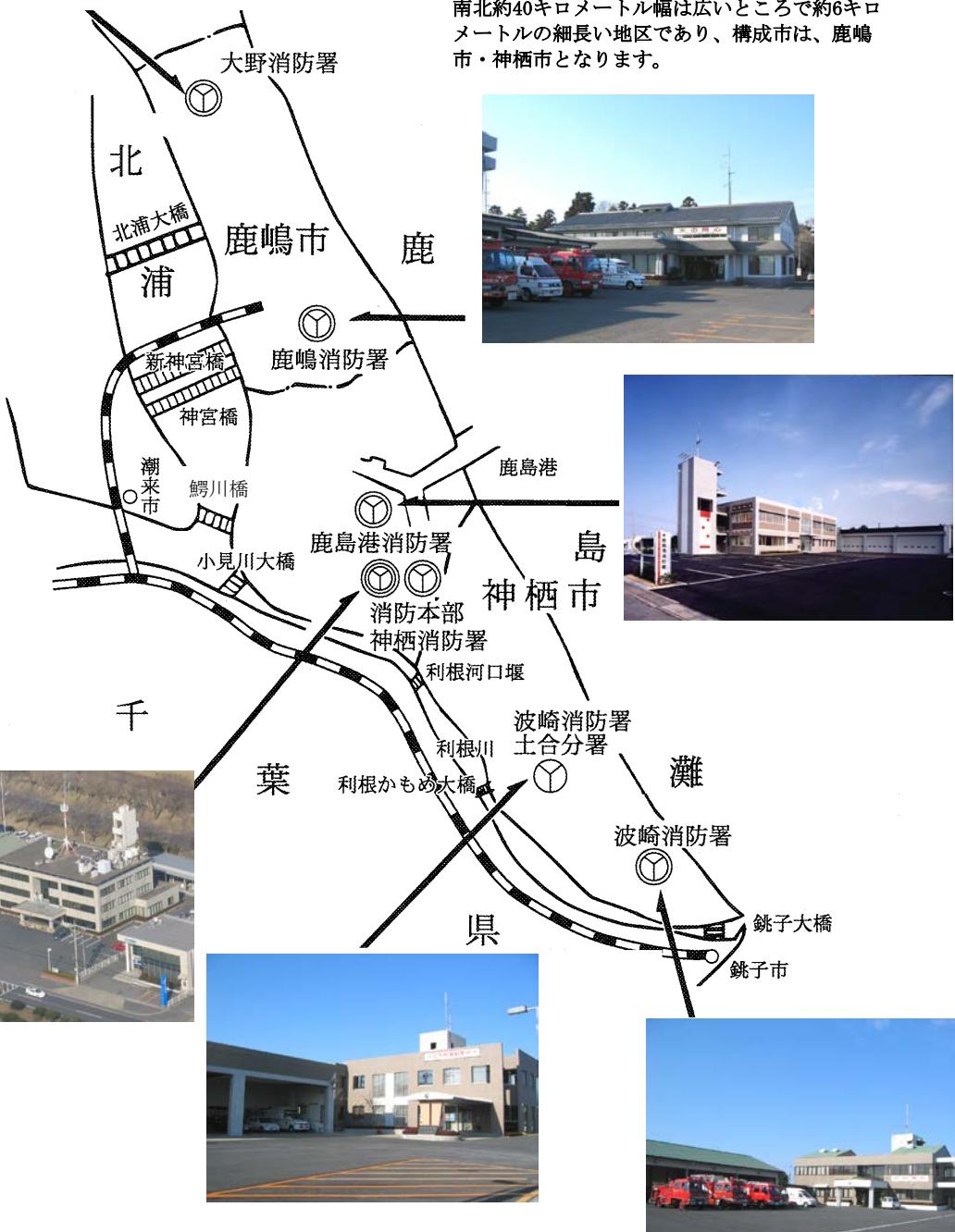
令和 5 年度 全国消防職員意見発表大会 茨城県大会

## A 地域の概況

### 消防本部・署配置図



南北約40キロメートル幅は広いところで約6キロメートルの細長い地区であり、構成市は、鹿嶋市・神栖市となります。



## B 鹿島地方事務組合消防本部の概況

### 1 鹿島地方事務組合規約

#### 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、鹿島地方事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、鹿嶋市及び神栖市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）の規定に基づく、地方卸売市場の設置及び管理・運営に関する事務
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく一般廃棄物処理施設のうち、ごみ固化燃料化施設の設置及び管理・運営等に関する事務
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理施設のうち、可燃性一般廃棄物処理施設（可燃性一般廃棄物の中継施設を含む。以下同じ。）の建設及び管理・運営等に関する事務
- (4) 鹿島共同再資源化センター株式会社への出資に関する事務
- (5) 広域消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利の設置維持及び管理に関する事務を除く。）  
(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、神栖市に置く。

#### 第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は10人とし、各市の定数は次のとおりとする。

鹿嶋市 5人

神栖市 5人

(組合議員の選出方法)

第6条 組合議員は、関係市の議会の議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する議会において、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、当該関係市の議会の議員の任期による。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第3章 組合の執行機関

(管理者)

第8条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、関係市の長の互選により定める。

3 管理者の任期は、当該関係市の長の任期による。

(副管理者)

第9条 組合に副管理者を置く。

2 副管理者は、管理者が属する以外の関係市の長をもって充てる。

3 副管理者は、管理者を補佐し管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副管理者の任期は、当該関係市の長の任期による。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

(職員)

第11条 組合に職員を置き、管理者が任免する。ただし、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の規定により、消防長以外の消防職員については、管理者の承認を得て消防長が任免する。

2 職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員3人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから1人、関係市の知識経験を有する者として選任された監査委員（以下「知識経験を有する監査委員」という。）のうちから2人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については組合議員の任期とし、関係市の知識経験を有する監査委員のうちから選任された者にあっては、その属する市の監査委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

#### 第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、組合の財産から生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足のあるときは関係市に分賦する。

2 次の各号に掲げる事務に要するに分賦金は、当該各号に定める事項を基礎として組合議会の議決により定める。

(1) 地方卸売市場の管理・運営 関係市の人口、標準財政規模、地域性及び均等割

(2) ごみ固体燃料化施設の管理・運営 関係市の人口、廃棄物の搬入量割及び均等割

(3) 可燃性一般廃棄物処理施設の管理・運営 関係市の廃棄物の搬入量割及び均等割

(4) 広域消防の管理・運営 次に掲げる経費の区分に応じそれぞれ次に定める項目

ア 水上消防に要する経費 関係市の特別とん課与税の交付割合等

イ その他の経費 関係市の危険物施設数、人口、行政区域面積及び関係市に設置する消防署（鹿島港消防署を除く。）の配置人員割（次項において「配置人員割」という。）

3 前項各号に規定する人口、標準財政規模、危険物施設数、行政区域面積及び配置人員割については前年度の10月1日現在における数値、特別とん課与税の交付割合については前年度の実績、廃棄物の搬入量割については前々年度の廃棄物の搬入量をもって算定するものとする。

4 可燃性一般廃棄物処理施設の建設に関する経費の支弁方法については、関係市の協議により別に定める。

付 則（昭和54年12月1日茨城県地指令第1229号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

～ 中 略 ～

付 則（令和4年1月17日規約）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

## 2 おいたち

- S43. 1. 20 4町村消防主任者、団長、県関係者により鹿島開発の概況と消防対策について予備会議  
4町村長、組合消防設立計画につき予備会議
- S43. 3. 29 関係4町村長会議、続いて第1回議会を開催し、関係規約及び関係条例可決、同日付  
けで消防組合として県の設立許可を得て、初代組合管理者に馬場佳二郎神栖村長が  
就任
- S43. 11. 9 議員全員協議会（庁舎設計及び入札業者打合せ）
- S44. 2. 27 議会開催（補正予算、次年度予算及び関係条例）
- S44. 4. 1 鹿島南部地区消防事務組合消防本部及び消防署並びに3分署発足する。  
初代消防長事務取扱いに組合管理者馬場佳二郎神栖村長が就任  
鹿島南部地区消防事務組合消防署長に小川成弥が就任  
職員56名  
消防ポンプ自動車2台及び水槽付消防ポンプ自動車3台を購入する。
- S44. 7. 25 庁舎竣工式
- S44. 12. 25 消防ポンプ自動車2台を購入する。
- S45. 1. 1 神栖町制施行
- S45. 3. 17 化学消防ポンプ自動車1台を購入する。
- S45. 4. 1 職員数85名  
消防ポンプ自動車2台、救急自動車2台、指令車1台を購入する。
- S45. 8. 14 救急自動車1台を購入する。
- S46. 1. 27 38t型鋼製化学消防艇建造
- S46. 4. 1 鹿島港分署発足  
職員数100名  
救急自動車2台及び泡原液搬送車1台を購入する。  
泡放水砲車2台及び泡原液搬送車2台を茨城県より貸与される。
- S46. 8. 12 消防長事務取扱いに組合管理者池田治神栖町長が就任
- S46. 11. 10 24m級はしご付化学消防ポンプ自動車を購入する。
- S47. 4. 1 職員数117名  
24m級はしご付化学消防ポンプ自動車を購入する。
- S48. 1. 10 職員数129名  
指令車4台を購入する。
- S49. 3. 28 鹿島港中央小船溜に鹿島港分署庁舎竣工  
職員数138名  
救急自動車2台及び水槽付消防ポンプ自動車1台を購入する。
- S50. 4. 1 職員数146名  
水槽付消防ポンプ自動車1台を購入する。
- S50. 6. 1 消防長に小川成弥就任
- S50. 11. 8 100t級鋼製化学消防艇建造
- S51. 2. 25 化学消防ポンプ自動車1台を購入する。
- S51. 4. 1 職員数151名  
各分署を署に格上し、1本部5署となる。
- S52. 4. 1 職員数157名  
資機材搬送車1台を購入する。
- S54. 1. 29 消防音楽隊発足

S55. 4. 1 職員数162名  
S56. 4. 1 職員数166名  
S56. 12. 6 組合管理者に保立秋松神栖町長が就任  
S57. 4. 1 救急自動車1台及び25m級大型高所放水車を購入する。  
S60. 12. 6 組合管理者に沼田省二神栖町長が就任  
S61. 3. 31 鹿島消防署庁舎竣工  
S62. 4. 1 職員数168名  
泡原液搬送車1台を購入する。  
S63. 4. 1 消防長に常世田好晴就任  
職員数169名  
H 1. 3. 29 消防本部及び神栖消防署庁舎竣工  
H 1. 4. 1 職員数 175 名  
H 1. 6. 25 火災原因調査車 1 台を購入する。  
H 2. 4. 1 職員数180名  
救助工作車1台を購入する。  
H 3. 3. 31 大野消防署庁舎竣工  
H 3. 4. 1 職員数 185 名  
H 4. 4. 1 職員数 198 名  
H 4. 4. 27 救助工作車 1 台を購入する。  
H 5. 3. 31 波崎消防署庁舎竣工  
H 5. 4. 1 職員数 208 名  
H 5. 12. 6 組合管理者に岡野敬四郎神栖町長が就任  
H 6. 4. 1 職員数 224 名  
H 6. 4. 27 30m 級はしご付消防ポンプ自動車 1 台を購入する。  
H 7. 4. 1 職員数 232 名  
H 7. 9. 1 鹿島町、大野村合併により鹿嶋市となる。  
H 8. 1. 31 高規格救急自動車 1 台を購入する。  
H 8. 4. 1 職員数 241 名  
H 8. 4. 30 水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入する。  
H 8. 7. 1 職員数 246 名  
H 9. 3. 21 化学消防ポンプ自動車 1 台を購入する。  
H 9. 4. 1 職員数 255 名  
消防緊急通信指令施設運用開始する。  
H 9. 7. 1 職員数 267 名  
H10. 3. 31 救助工作車 1 台及び高規格救急自動車 1 台を購入する。  
H10. 4. 1 職員数 276 名  
消防長に須之内信夫就任  
H10. 7. 1 職員数 286 名  
H11. 3. 10 高規格救急自動車 1 台を購入する。  
H11. 3. 24 消防ポンプ自動車 1 台を購入する。  
H11. 3. 29 波崎消防署土合分署庁舎竣工並びに組合創立 30 周年記念式典を挙行する。  
H11. 4. 1 職員数 297 名  
H12. 4. 1 職員数 307 名  
H13. 2. 14 泡原液搬送車 1 台を購入する。  
H13. 2. 23 給水車 (10t) 1 台を購入する。

- H13. 3. 12 新消防艇「かみす」（総トン数約 68t）を更新建造する。
- H13. 4. 1 職員数 309 名  
消防長に藤城二郎就任
- H14. 2. 13 高規格救急自動車 1 台及び 2B 型救急自動車 1 台を購入する。
- H14. 2. 28 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入する。
- H14. 4. 1 職員数 310 名  
消防長に細田洋就任
- H14. 11. 27 原因調査車 1 台を購入する。
- H15. 1. 20 IT 化に伴うネットワーク構築（サーバー・クライアント PC 導入）
- H15. 2. 14 水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入する。
- H15. 4. 1 職員数 309 名  
消防長に高島裕就任
- H15. 11. 13 2B 型救急自動車 1 台を購入する。
- H16. 3. 26 鹿島港消防署庁舎竣工
- H16. 4. 1 職員数 307 名
- H16. 11. 25 災害対応特殊救急自動車 1 台を購入する。
- H16. 11. 26 資機材搬送車 1 台を購入する。
- H16. 11. 29 指令車 1 台を購入する。
- H17. 4. 1 職員数 306 名
- H17. 8. 1 神栖町・波崎町合併により神栖市となる。
- H17. 12. 6 組合管理者に保立一男神神栖市長が就任
- H17. 12. 14 救助工作車 1 台を購入する。
- H18. 2. 22 高規格救急自動車 1 台を購入する。
- H18. 4. 1 職員数 309 名
- H18. 12. 12 水難救助車 1 台を購入する。
- H18. 12. 13 指令車 1 台を購入する。
- H19. 2. 22 大型高所放水車 1 台を購入する。
- H19. 4. 1 職員数 310 名  
消防長に谷藤俊一就任
- H19. 10. 9 消防緊急通信指令施設を改修する。
- H19. 12. 5 消防ポンプ自動車 1 台を購入する。
- H20. 4. 1 職員数 309 名
- H21. 2. 5 高規格救急自動車 1 台を購入する。
- H21. 2. 13 指令車 1 台を購入する。
- H21. 3. 12 水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入する。
- H21. 3. 27 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 1 台を購入する。
- H21. 4. 1 職員数 308 名  
鹿島地方事務組合と鹿島南部地区消防事務組合が統合し鹿島地方事務組合消防本部となる。
- H22. 1. 1 消防長に齊藤昌洋就任
- H22. 2. 1 高規格救急自動車 1 台を購入する。
- H22. 3. 10 水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入する。
- H22. 3. 17 指令車 1 台を購入する。
- H22. 3. 19 救助工作車 1 台を購入する。
- H22. 4. 1 職員数 305 名

H23. 3. 7 高規格救急自動車1台を購入する。

H23. 3. 24 指令車1台を購入する。

H23. 4. 1 職員数300名

H24. 4. 1 職員数295名

H25. 1. 7 指令車1台を購入する。

H25. 3. 1 高規格救急自動車1台を購入する。

H25. 3. 6 水槽付消防ポンプ自動車1台を購入する。

H25. 4. 1 職員数298名  
消防長に田松庄太郎就任

H25. 12. 16 高規格救急自動車1台を購入する。

H26. 4. 1 職員数302名  
消防長に萱沼康志就任

H27. 2. 20 消防ポンプ自動車1台を購入する。

H27. 3. 13 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（30m級）1台を購入する。

H27. 4. 1 職員数303名

H27. 12. 21 災害対応特殊救急車1台、高規格救急自動車1台を購入する。

H28. 2. 2 消防ポンプ自動車2台を購入する。

H28. 2. 24 指揮車1台を購入する。

H28. 4. 1 職員数298名  
消防長に沼田文彦就任

H28. 6. 1 いばらき消防指令センター共同運用開始する。

H29. 2. 1 水槽付消防ポンプ自動車1台を購入する。

H29. 2. 16 災害対応特殊救急車1台を購入する。

H29. 3. 7 化学消防ポンプ自動車1台を購入する。

H29. 4. 1 職員数294名

H29. 12. 6 組合管理者に石田進神栖市長が就任

H30. 1. 12 原因調査車1台を購入する。

H30. 2. 8 高規格救急自動車1台を購入する。

H30. 3. 15 救助工作車（Ⅲ型）1台を購入する。

H30. 4. 1 職員数297名  
消防長に伊藤幸一就任

H30. 9. 1 高度救助隊発足

H31. 1. 29 支援車（Ⅲ型）1台を購入する。

H31. 2. 7 高規格救急自動車1台を購入する。

H31. 4. 1 消防本部創立50周年  
職員数298名

R 2. 2. 18 高規格救急自動車2台を購入する。

R 2. 3. 25 災害対応特殊化学消防ポンプ車（Ⅱ型）1台を購入する。

R 2. 4. 1 職員数295名  
消防長に池田英雄就任

R 3. 2. 3 高規格救急自動車1台を購入する。

R 3. 2. 18 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）1台を購入する。

R 3. 4. 1 職員数302名

R 3. 7. 21 東京2020オリンピック特別警戒を実施。

R 4. 3. 7 災害対応特殊泡原液搬送車1台を購入する。

R 4. 4. 1 職員数303名  
消防長に根本明就任

R 5. 2. 16 高規格救急自動車1台を購入する。

R 5. 3. 9 消防ポンプ自動車1台を購入する。

R 5. 4. 1 職員数304名  
消防長に武藤隆就任

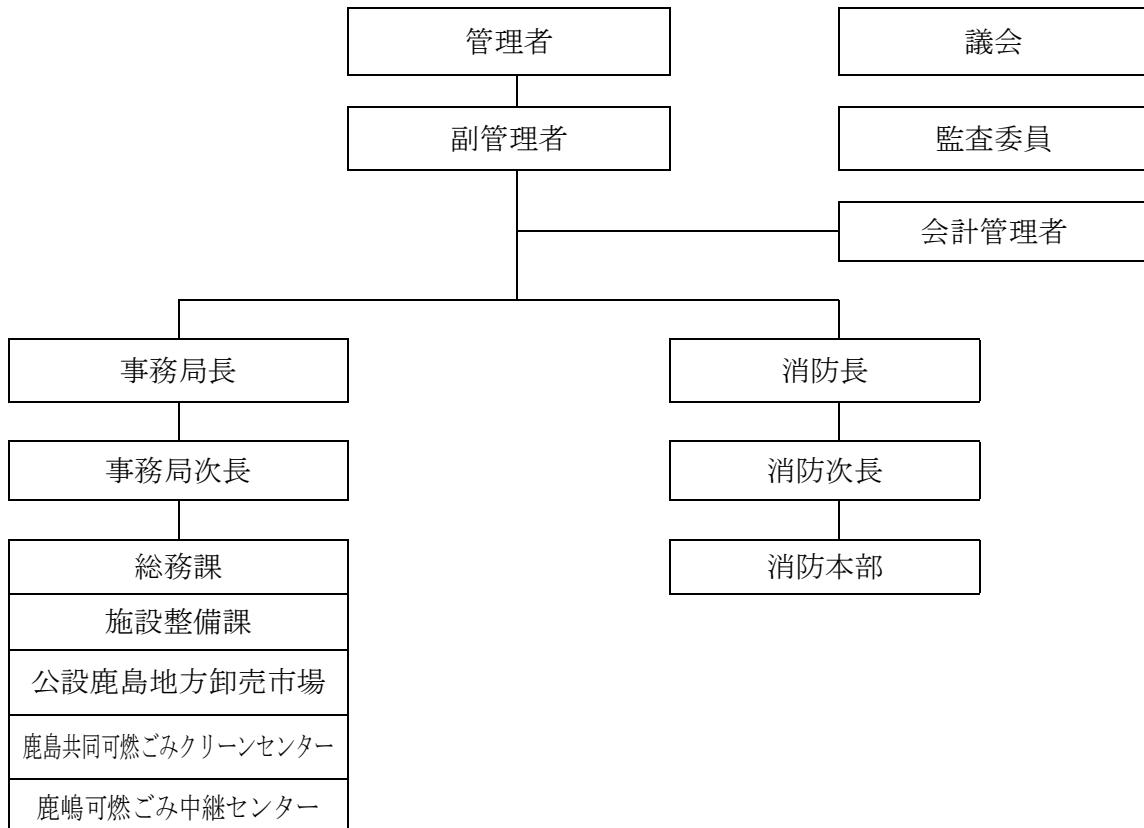
R 6. 3. 13 指揮車1台を購入する。

R 6. 4. 1 職員数305名

### 3 消防のしくみ

当消防本部は、予想される危険物、高圧ガス等を大量に貯蔵取り扱いをする工場の進出、都市化の進展に伴う人口及び防火対象物等の増加による各種災害を未然に防止するため、大野村、鹿島町、神栖村及び波崎町の4町村の消防防災体制を確立すべく昭和44年4月発足、現在は、鹿島地方事務組合として鹿嶋市及び神栖市の2市をもって構成され、消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）を共同処理しています。

#### (1) 組合の組織



#### (2) 執行機関

管理者は、関係市の長の互選によって定められ、副管理者は、それ以外の市の長としており、管理者には神栖市長が、副管理者には鹿嶋市長があたっています。

管理者



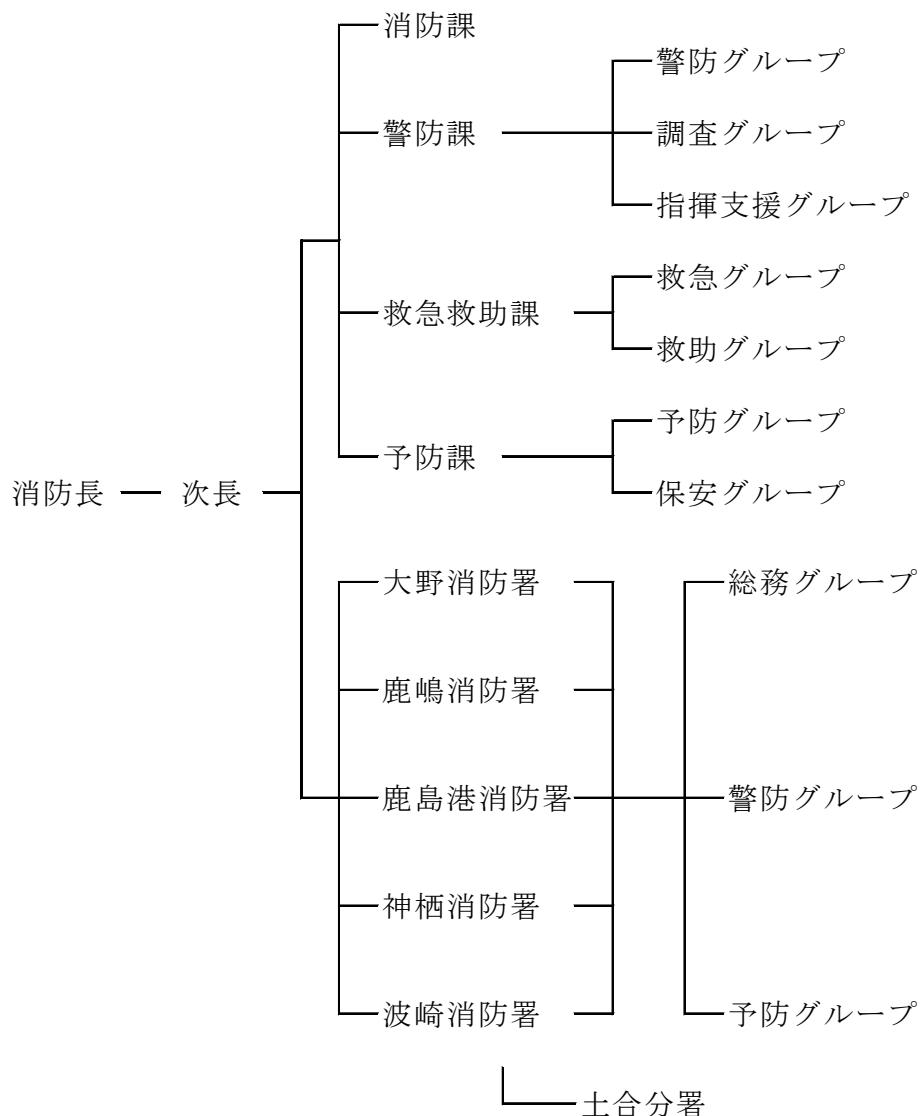
(神栖市長)  
石 田 進

副管理者



(鹿嶋市長)  
田 口 伸 一

## 4 消防本部・署組織



## 5 消防庁舎の概要

消防本部・神栖消防署(神栖市溝口4991番地5)	延床面積 2,455.59m <sup>2</sup>
大野消防署(鹿嶋市大字和707番地4)	808.01m <sup>2</sup>
鹿嶋消防署(鹿嶋市大字宮中4623番地1)	1,181.92m <sup>2</sup>
鹿島港消防署(神栖市東深芝13番地)	1,217.10m <sup>2</sup>
波崎消防署(神栖市波崎6611番地)	1,055.16m <sup>2</sup>
波崎消防署土合分署(神栖市土合本町二丁目9928番地12)	935.98m <sup>2</sup>

## 6 消防本部課・グループ別事務分掌

課	グループ	事務分掌
消防課		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防組織に関すること。</li> <li>(2) 消防文書及び公印の管理に関すること。</li> <li>(3) 消防に関する儀式及び渉外に関すること。</li> <li>(4) 消防長会及び消防協会に関すること。</li> <li>(5) 消防行政の調査及び調整に関すること。</li> <li>(6) 消防統計及び年報の編纂に関すること。</li> <li>(7) 消防広報及び広聴に関すること。</li> <li>(8) 消防職員委員会に関すること。</li> <li>(9) 消防職員の任命、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。</li> <li>(10) 消防職員の安全管理に関すること。</li> <li>(11) 消防職員の研修及び派遣に関すること。</li> <li>(12) 消防長表彰に関すること。</li> <li>(13) 他の課に属さないこと。</li> </ul>
	警 防 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指揮本部の運営に関すること。</li> <li>(2) 消防相互応援協定に関すること。</li> <li>(3) 警防教養訓練に関すること。</li> <li>(4) 防災対策の基本計画に関すること。</li> <li>(5) 消防特別警戒に関すること。</li> <li>(6) 警防統計に関すること。</li> <li>(7) 消防計画に関すること。</li> <li>(8) 防災週間等に関すること。</li> <li>(9) 消火薬剤及び消火効率等の研究に関すること。</li> <li>(10) 消防機械器具、装備品および資機材の整備並びに管理に関すること。</li> <li>(11) 消防及び救急車両等の点検整備に関すること。</li> <li>(12) 消防機械器具の技術指導に関すること。</li> <li>(13) 消防機械器具等の損傷防止及び事故に関すること。</li> <li>(14) 救命索発射銃の保管に関すること。</li> <li>(15) 消火薬剤の保管管理に関すること。</li> <li>(16) 課の庶務に関すること。</li> </ul>
警 防 課	調 査 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宅地開発に係る消防水利の指導審査に関すること。</li> <li>(2) 消防地理水利施設の調査指導に関すること。</li> <li>(3) 防火委員会に関すること。</li> <li>(4) 火災原因調査に関すること。</li> <li>(5) 火災損害調査に関すること。</li> <li>(6) 火災調査書類及び添付資料の作成に関すること。</li> <li>(7) 火災調査技術の研究指導に関すること。</li> <li>(8) 火災現場写真撮影技術に関すること。</li> <li>(9) 火災調査の連絡調整に関すること。</li> <li>(10) 火災調査教養に関すること。</li> <li>(11) 火災の報告に関すること。</li> <li>(12) り災証明の発行に関すること。</li> <li>(13) 火災統計に関すること。</li> <li>(14) 火災発生機構の研究に関すること。</li> <li>(15) 特殊災害の調査研究に関すること。</li> <li>(16) 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に係る各種届出に関すること。</li> <li>(17) 石油コンビナート等災害防止法に係る関係機関との調整に関すること。</li> <li>(18) 石油コンビナート等災害防止法に係る審査及び検査に関すること。</li> <li>(19) 石油コンビナート等災害防止法に係る立入検査に関すること。</li> </ul>

		(20)水防に関すること。 (21)自衛防災組織の育成指導に関すること。 (22)各種事故事例の収集に関すること。
	指揮支援 グループ	(1)災害現場の指揮及び災害援助に関すること。 (2)消防戦術及び部隊運用に関すること。 (3)消防活動の評価及び効果測定に関すること。 (4)火災・救急・災害出動の指令に関すること。 (5)非常通信に関すること。 (6)消防通信等の運用及び記録に関すること。 (7)消防気象情報に関すること。 (8)関係機関の通信施設に関すること。 (9)防災行政無線の運用に関すること。 (10)特別防災区域の防災相互通信用無線に関すること。 (11)消防通信技術の教養訓練及び指導に関すること。 (12)消防通信機器の保守管理に関すること。 (13)通信機器の検査に関すること。 (14)通信統計に関すること。 (15)災害現場の情報収集、安全管理等に関すること。 (16)茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に関すること。 (17)茨城県防災情報ネットワークシステムに関すること。 (18)特殊災害の消防活動に関すること。 (19)警防査察計画の策定及び実施に関すること。
救 急 救 助 課	救　急 グループ	(1)救急教養訓練に関すること。 (2)救急対策に関すること。 (3)救急技術の研究、指導及び応急手当普及講習等に関すること。 (4)救急業務の企画調整に関すること。 (5)救急活動基準に関すること。 (6)救急隊員の養成及び配置に関すること。 (7)救急資器材の運用及び技術指導に関すること。 (8)救急調査及び連絡調整に関すること。 (9)救急災害等の報告に関すること。 (10)救急医療機関等の連絡調整に関すること。 (11)救急統計に関すること。 (12)救急の日等に関すること。
	救　助 グループ	(1)救助教養訓練に関すること。 (2)救助対策に関すること。 (3)救助技術の研究及び指導に関すること。 (4)救助業務の企画調整に関すること。 (5)救助活動基準に関すること。 (6)救助隊員の養成、配置に関すること。 (7)救助資機材の運用及び技術指導に関すること。 (8)救助調査及び連絡調整に関すること。 (9)救助災害等の報告に関すること。 (10)防災航空隊との連絡調整に関すること。 (11)救助統計に関すること。 (12)課の庶務に関すること。

予 防 課	予 防 グ ル ー プ	(1)建築確認の同意及び指導に関すること。 (2)消防用設備等の審査及び指導に関すること。 (3)鹿島地方事務組合火災予防条例（平成21年鹿島地方事務組合条例第30号）の指導に関すること。 (4)洞道及びたき火禁止区域の指定に関すること。 (5)予防教養の実施に関すること。 (6)防火対象物の統計に関すること。 (7)住宅防火に関すること。 (8)予防広報計画の策定に関すること。 (9)火災予防週間等に関すること。 (10)各種講習会(応急手当普及講習会を除く。)に関すること。 (11)少量危険物、指定可燃物等の火災予防に関すること。 (12)危険物安全協会に関すること。 (13)防火対象物の査察計画の策定及び実施に関すること。 (14)防火対象物の違反処理に関すること。 (15)防火対象物の火災及び人命危険の予防措置に関すること。 (16)防火対象物の火気使用器具及び電気設備等の火災予防措置に関すること。 (17)屋外における火災予防措置に関すること。 (18)防火対象物適合表示に関すること。 (19)課の庶務に関すること。
	保 安 グ ル ー プ	(1)危険物製造所等の許認可、届出及び検査に関すること。 (2)危険物製造所等の保安指導に関すること。 (3)液化石油ガス施設等の意見に関すること。 (4)危険物保安技術協会に関すること。 (5)危険物施設等の査察計画の策定及び実施に関すること。 (6)危険物施設等の違反処理に関すること。 (7)危険物統計に関すること。 (8)危険物等の確認試験に関すること。 (9)諸物質の鑑定及び判定試験に関すること。 (10)危険物施設等の火災及び人命危険の予防措置に関すること。 (11)予防規程の審査及び指導に関すること。 (12)消防科学技術の研究及び指導に関すること。 (13)危険物施設の事故調査及び事故対策に関すること。

## 7 消防署・グループ別事務分掌

グループ	事務分掌
総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)儀式及び会議に関すること。</li> <li>(2)消防事務の能率化に関すること。消防組織及び制度に関すること。</li> <li>(3)職員の任免、配置、異動に関すること。</li> <li>(4)総務教養計画の策定及び実施に関すること。</li> <li>(5)職員の勤務評定及び人事記録に関すること。</li> <li>(6)褒章及び表彰に関すること。</li> <li>(7)分限、懲戒、その他の処分に関すること。</li> <li>(8)給与及び諸手当等に関すること。</li> <li>(9)文書管理及び公印の管守に関すること。</li> <li>(10)消防職員委員会に関すること。</li> <li>(11)公文書の開示等に関すること。</li> <li>(12)庁舎等の維持管理に関すること。</li> <li>(13)公務災害補償に関すること。</li> <li>(14)職員の安全衛生、福利厚生に関すること。</li> <li>(15)渉外に関すること。</li> <li>(16)消防相談に関すること。</li> <li>(17)消防統計に関すること。</li> <li>(18)他のグループに属さないこと。</li> </ul>
警防グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)火災・救急・救助・災害等の出場指令に関すること。</li> <li>(2)火災、災害等の現場活動に関すること。</li> <li>(3)災害等の調査及び連絡調整並びに報告に関すること。</li> <li>(4)警防態勢及び非常召集に関すること。</li> <li>(5)消防機械器具及び装備品並びに資機材の保守管理に関すること。</li> <li>(6)消防機械器具等の損傷防止及び事故に関すること。</li> <li>(7)警防教養訓練計画の策定及び実施に関すること。</li> <li>(8)警防査察計画の策定及び実施に関すること。</li> <li>(9)宅地開発に係る消防水利の指導審査に関すること。</li> <li>(10)消防地理水利の調査に関すること。</li> <li>(11)消防特別警戒に関すること。</li> <li>(12)水防に関すること。</li> <li>(13)消防団に関すること。</li> <li>(14)消防活動及び記録に関すること。</li> <li>(15)自衛消防隊等の育成指導に関すること。</li> <li>(16)防火委員会に関すること。</li> <li>(17)防災週間等に関すること</li> <li>(18)災害及び気象情報の収集に関すること。</li> <li>(19)警防統計に関すること。</li> <li>(20)火災原因調査に関すること。</li> <li>(21)火災損害調査に関すること。</li> <li>(22)火災調査書類及び添付資料の作成に関すること。</li> <li>(23)火災調査技術の研究指導に関すること。</li> <li>(24)火災調査の連絡調整に関すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(25)火災調査教養に関すること。</li> <li>(26)火災警報の伝達に関すること。</li> <li>(27)火災の報告に関すること。</li> <li>(28)火災統計に関すること。</li> <li>(29)救急救助の現場活動及び記録に関すること。</li> <li>(30)救急救助の報告に関すること。</li> <li>(31)救急救助の調査及び連絡調整に関すること。</li> <li>(32)救急救助資機材及び装備品の保守管理に関すること。</li> <li>(33)救命索発射銃及び火薬の保管に関すること。</li> <li>(34)救急医療機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(35)救急救助教養訓練に関すること。</li> <li>(36)応急手当普及講習等に関すること。</li> <li>(37)救急の日及び救急医療週間等に関すること。</li> <li>(38)救急救助の統計に関すること。</li> </ul>
予防グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)建築確認の同意及び指導に関すること。</li> <li>(2)消防用設備等の審査及び指導に関すること。</li> <li>(3)防火対象物及び危険物施設等の火災及び人命危険の予防措置に関すること。</li> <li>(4)防火対象物の火気使用器具及び電気設備等の火災予防措置に関すること。</li> <li>(5)屋外における火災予防措置に関すること。</li> <li>(6)防火対象物及び危険物施設等の違反処理に関すること。</li> <li>(7)防火対象物及び危険物施設等の査察計画の策定及び実施に関すること。</li> <li>(8)危険物製造所等の保安指導に関すること。</li> <li>(9)鹿島地方事務組合火災予防条例（平成21年鹿島地方事務組合条例第30号）の諸届出に関すること。</li> <li>(10)防火対象物適合表示に関すること。</li> <li>(11)洞道及びたき火禁止区域の指定に関すること。</li> <li>(12)予防教養計画の策定及び実施に関すること。</li> <li>(13)消防広報及び公聴に関すること。</li> <li>(14)火災予防週間等に関すること。</li> <li>(15)消防法（昭和23年法律第186号）第2章に係る諸届出に関すること。</li> <li>(16)少量危険物、指定可燃物等の火災予防に関すること。</li> <li>(17)液化石油ガス施設等の意見に関すること。</li> <li>(18)危険物安全協会に関すること。</li> <li>(19)老人防火に関すること。</li> <li>(20)予防及び広報統計に関すること。</li> </ul>

# C 総務関係

## 1 消防予算関係

当組合消防予算は構成市の負担金により賄われています。令和6年度予算は総額で3,490,978千円であり、主な事業は高規格救急自動車2台の更新で地域住民が安全・安心して暮らせるまちづくりが出来るよう消防力の充実強化を図ります。

(1) 令和6年度構成市の規模

(令和6年4月1日現在)

区分	構成市		合計	
	鹿嶋市	神栖市		
人口	65,797人	94,295人	160,092人	
世帯数	30,755世帯	44,085世帯	74,840世帯	
一般会計予算	23,307,000千円	44,715,000千円	68,022,000千円	
普通交付税	333,734千円	0千円	333,734千円	
消防予算額	1,101,270千円	3,084,653千円	4,185,923千円	
消防予算が占める割合	4.7%	6.9%	6.2%	
消防本部	消防費分担金 消防署数 消防職員数	986,462千円 2箇所 89人	2,288,477千円 4箇所 216人	3,274,939千円 6箇所 305人
消防団	分団数 団員数 ポンプ自動車数等 可搬式ポンプ数 積載車数	55分団 650人 9台 47台 47台	59分団 803人 16台 51台 44台	114分団 1,453人 25台 98台 91台

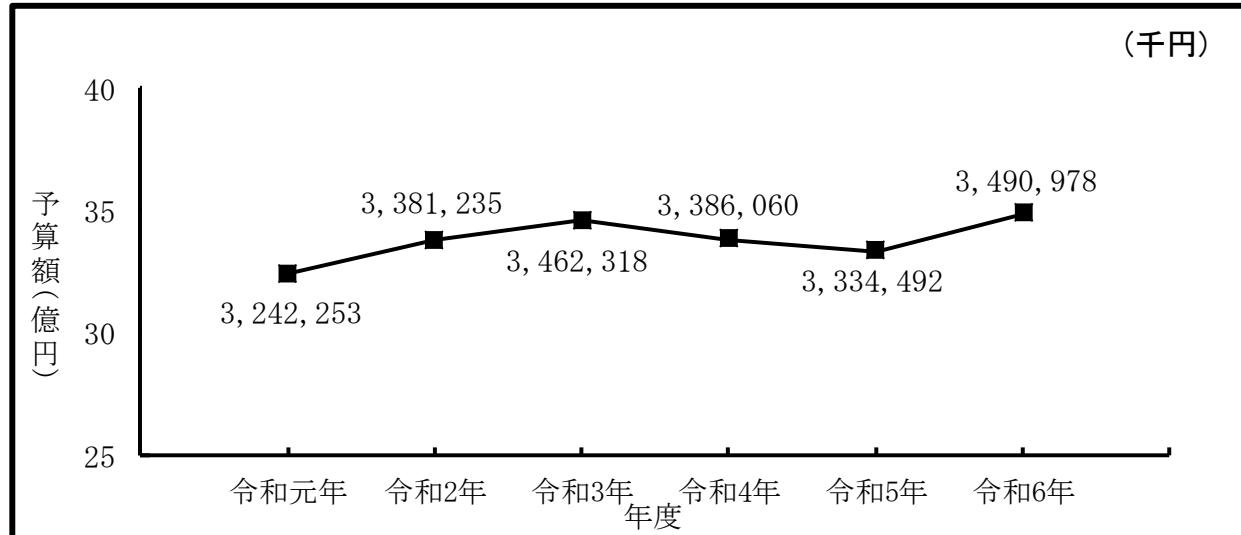
(2) 令和6年度消防予算

(千円)

歳入の部				歳出の部			
款	項	金額	率	款	項	金額	率
分担金及び負担金		3,274,939	93.8%	消防費		3,363,597	96.4%
	負担金	3,274,939			消防費	3,363,597	
使用料及び手数料		52,701	1.5%	公債費		122,364	3.5%
	手数料	52,701			公債費	122,364	
国庫支出金		14,819	0.4%	基金積立金		17	0.0%
	国庫補助金	14,819			基金積立金	17	
財産収入		18	0.0%	予備費		5,000	0.1%
	財産運用収入	17			予備費	5,000	
	財産売払収入	1		合計		3,490,978	100.0%
繰入金		49,834	1.4%				
	基金繰入金	49,834					
繰越金		40,000	1.1%				
	繰越金	40,000					
諸収入		9,567	0.3%				
	雑入	9,567					
組合債		49,100	1.4%				
	組合債	49,100					
合計		3,490,978	100.0%				

(注)構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。(以下同じ)

(3) 最近の予算額の推移



(4) 令和6年度市別負担額算出基準

2市の負担額については、陸上運営費と水上運営費に分けてそれぞれ算出します。陸上では、危険物施設数、人口、面積、署配置人員割を基礎とし、鹿嶋市31.2%、神栖市68.8%の負担割合となり、水上は鹿嶋市15%、神栖市85%の割合です。

区分	予算額	負担方法	負担金		
			鹿嶋市	神栖市	計
I 事務費	72,944	均等割 100%	36,472	36,472	72,944
II 陸上運営費 及び建設費	2,738,950	① 危険物施設数 35%	406施設	2,753施設	3,159施設
		123,205	835,427	958,632	
		② 人口割 20%	65,417人	94,216人	159,633人
		224,482	323,308	547,790	
		③ 面積割 10%	106.04km <sup>2</sup>	146.97km <sup>2</sup>	253.01km <sup>2</sup>
		114,794	159,102	273,896	
		④ 署配置人員割 35%	87人	126人	213人
III 水上運営費	365,796	計	391,554	567,078	958,632
		割合	854,035	1,884,915	2,738,950
IV 高機能指令セ ンター運営費 及び建設費	97,249	計	31.2%	68.8%	100%
		① 均等割 10%	54,869	310,927	365,796
		② 人口割 90%	15.0%	85.0%	100%
		計	36,224	51,301	87,525
		割合	41,086	56,163	97,249
合計(負担金)	3,274,939	-	986,462	2,288,477	3,274,939
割合		-	30.1%	69.9%	100%

(注) 危険物施設数、人口（住民基本台帳人口）及び署配置人員は、令和5年10月1日現在の数値です。

## 2 広報・広聴活動実施状況

(令和5年4月～令和6年3月)

署別 項目	合計	本部	大野 消防署	鹿嶋 消防署	神栖 消防署	鹿島港 消防署	波崎 消防署	土合 分署
消防訓練指導	167		10	29	87		39	2
	6608		51	3,062	3,183		144	168
防災講演等	5	2				1	2	
	368	240				45	83	
消防署見学	32		4	9	16		3	
	1583		96	480	946		61	
起震車による 震度体験	0							
	0							
懸垂幕・ 横断幕掲示	20	4	2	3	3	1	4	3
	942	200	14	365	230	14	75	44
火災予防運動 実施要綱配付	12	2	2	2	2	2	2	
	1938	320	140	522	540	60	356	
火災予防 ポスター配付	16	2	2	2	3	2	2	3
	2235	640	198	371	412	80	356	178
火災予防 ポスター展示	11	4	1	1		2	1	2
	434	365	8	8		30	9	14
視察研修受入	1			1				
	26			26				
ビデオ貸出	9	1	1	7				
	10	2	1	7				
広報依頼	21	4	1	1	15			
ホームページ	8	8						
1日体験学習 (中学生)	3				2		1	
	18				8		10	

備考 : 

上
下

 の上段は回数・下段は人数及び数量等を示します。

### 3 消防職員に関する調べ（再任用職員を除く）

当消防本部では、総員305名の職員が、各所属の警防、予防業務等に配置され、各種災害に対応すべく消防活動を行っています。

また、近年複雑多様化する大規模災害から、地域住民の安全な暮らしを確保するため、優秀な人材の確保を目的として人材育成を推進しています。

(1) 課・署別階級人員配置状況調べ

(令和6年4月1日現在)

階級 所属	消防 正監	消防 監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	その他	合計
総務課			1	1	2					4
消防課	1	1	2	1	1	1			2	9
警防課		1	6	1 1	8	3				2 9
救急救助課			3	1		1				5
予防課		1	2	3		2			1	9
大野消防署			3	8	8	5	3	9		3 6
鹿嶋消防署			3	1 0	1 2	1 6	3	9		5 3
神栖消防署			3	1 0	1 3	1 9	3	8		5 6
鹿島港消防署			3	9	7	6	2	5		3 2
波崎消防署			3	1 0	1 1	1 1	6	7		4 8
土合分署			2	6	6	5	1	4		2 4
合計	1	3	3 1	7 0	6 8	6 9	1 8	4 2	3	3 0 5

(2) 在職年数・階級別人員状況調べ

(令和6年4月1日現在)

階級 年数	消防 正監	消防 監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	その他	合計
1年未満								8		8
1年～4年						1	7	2 6	1	3 5
5年～9年						1 9	1 0	9		3 8
10年～14年						3 2	1		1	3 4
15年～19年				2	1 3	1 1				2 6
20年～24年				3	1 4	2				1 9
25年～29年			4	3 2	3 9	3				7 8
30年以上	1	3	2 7	3 3	2				1	6 7
合計	1	3	3 1	7 0	6 8	6 8	1 8	4 3	3	3 0 5
在職平均年数	37.0	36.0	32.8	28.4	24.1	12.4	5.8	2.8	17.3	19.4

## (3) 消防職員階級別・年齢別調べ

(令和6年4月1日現在)

階級年齢	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他	合計
1 8								1		1
1 9								4		4
2 0								6		6
2 1								4	1	5
2 2								9		9
2 3								6		6
2 4							2	5		7
2 5							1	6		7
2 6						2	8	1		11
2 7						1	4	2		7
2 8						4	2			6
2 9						3	2			5
3 0						3			1	4
3 1						6				6
3 2						6				6
3 3						10				10
3 4						7				7
3 5						14				14
3 6					2	2				4
3 7					3	1				4
3 8				1	1					2
3 9						1				1
4 0			1	3	1					5
4 1				2						2
4 2				1						1
4 3			1	9	1					11
4 4				13	3					16
4 5			3	8	1					12
4 6			5	7						12
4 7			10	9						19
4 8			6	5						11
4 9		1	16	3						20
5 0		2	14							16
5 1		2	5	1						8
5 2		3	6							9
5 3	1	9	1							11
5 4	1	7		1						9
5 5		3								3
5 6	1	1	1							3
5 7				1						1
5 8			2						1	3
5 9			1							1
6 0										0
合計	1	3	31	69	68	67	19	44	3	305
平均年齢	56.0	54.3	53.5	48.8	44.4	33.6	26.5	22.4	36.3	39.7

(4) 職員の研修等実施状況調べ

消防業務の発展と需要に対応するため、消防学校を始め各種研修機関等において専門的かつ高度な知識、技術を習得させ、職員が適正に業務執行できるよう能力開発等を図っています。

(令和5年4月～令和6年3月)

項目		階級	消防司令長以上	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合計
合計			9	18	17	58	13	23	138
消防学校	小計			1	2	13	3	13	32
	初任科							7	7
	予防査察科					2			2
	火災調査科					3			3
	救急科					1	1	5	7
	救助科					1	1	1	3
	警防科		1	1					2
	水難救助課程						1		1
	特殊災害科				1	2			3
	操法指導者研修会					4			4
消防大学校	小計				1	1			2
	予防科								
	救助科								
	幹部科								
	警防科								
	危険物科								
	火災調査科					1			1
緊急消防援助隊教育科（各コース）				1					1
その他講習等	小計		9	17	14	27	4	2	73
	救急救命士養成研修					2			2
	救急救命士就業前病院実習					2			2
	救急救命士病院実習		13	13	14	3	2	45	
	救急救命士気管挿管30症例病院実習					3	1		4
	全国消防技術者会議・消防防災研究講演会			1					1
	調査技術会議					2			2
	消防実務研修会			1		1			2
	危険物事故防止講習会			1					1
	予防技術講習会					1			1
	リスクアセスメント担当者研修会		1						1
	消防救急緊急自動車運転技能課程					2			2
	安全運転管理者講習会		7						7
	消防職員安全衛生研修会		1						1
	危険物施設総合研修訓練			1	1				2
資格取得講習等	小計					17	6	8	31
	二級小型船舶操縦士免許取得講習					4	1		5
	特殊小型船舶操縦士免許取得講習					3	1	1	5
	六級海技士（航海）免許取得講習					1			1
	第二級海上特殊無線技士養成課程					1			1
	第三級陸上特殊無線技士免許取得講習							7	7
	小型移動式クレーン講習					2	1		3
	玉掛け講習					1	2		3
	ワインチ技能講習会					2	1		3
	テクニカルロープレスキュー講習会					1			1
消防用設備点検資格取得講習（第1種）						1			1
消防用設備点検資格取得講習（第2種）						1			1

## (5) 免許等資格取得状況調べ

(令和6年4月1日現在)

項目	階級	消防 司令長以上	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	合計
職員数 (消防吏員)		35	69	68	67	19	44	302
自動車免許関係	大型自動車 (1種)	28	50	47	38	6	9	178
	中型自動車 (1種)	35	69	68	43	6	9	230
	準中型自動車 (1種)	35	69	68	65	17	14	268
	普通自動車 (1種)	35	69	68	67	19	44	302
	自動二輪車 (大型含む)	20	27	19	3	1		70
	けん引自動車	2	3	3				8
	大型特殊自動車	1	1	6				8
整備士		1	4	5	2			12
船舶関係	六級海技士 (航海)		3	3	3			9
	五級海技士 (航海)		1					1
	四級海技士 (機関)	2	2	3	1			8
	特殊無線技士 (航空)	1						1
	特殊無線技士 (海上)	1	2					3
	特殊無線技士 (レーダー)	1	2					3
	小型船舶操縦士 (1・2級)	13	28	25	14	1		81
特殊小型船舶操縦士		13	20	22	23	5	2	85
消防関係	救急救命士	8	14	15	19	4	5	65
	応急手当指導員	18	63	56	62	15	11	225
	潜水士	3	7	12	14	5	6	47
	危険物取扱者 (甲)		1					1
	危険物取扱者 (乙)	11	12	19	67	15	24	148
	危険物取扱者 (丙)	3	2	2				7
	甲種防火管理者		2	16	61	18	33	130
	消防設備士 (甲・乙)	1	2					3
	消防設備点検資格者 (1種)	3	5	1	3			12
	消防設備点検資格者 (2種)	3	5	1	3			12
	予防技術資格者 (防火査察)	6	5	14	4			29
	予防技術資格者 (消防設備等)	7	3	2	2			14
	予防技術資格者 (危険物)	5	2	4	1			12
	陸上特殊無線技士 (1・2・3級)	38	69	68	66	18	34	293
労基関係	移動式クレーン	16	17	20	19	2		74
	玉掛け	18	22	26	22	2	1	91
	ガス溶接	15	7	7	1			30
	ワインチ	10	15	17	21	1		64
	アーク溶接	12	12	17	14	1	1	57
	フォークリフト			2				2
	衛生管理者	5	7	1				13
その他	特定化学物質作業主任者	10	22	16	6			54
	石綿作業主任者	9	3					12
	ダイビング用Cカード	1	1	3	7	1	3	16
ラクニカル・ロープレスキューテクニシャン			1	5	7			13
メンタルヘルスマネジメント			1					1

(6) 公務災害状況調べ

人命救助、災害救助を任務とする消防においては、その任務を遂行する職員個々の安全を図ることは当然であるものの、公務上の災害は発生していることから、更なる安全管理体制の確立に努力しています。

(過去5年間)

種別 年度	火災	救急業務	救助活動	その他 災害活動	演習訓練	訓練指導	通勤途中	その他
令和元年								1
令和2年								
令和3年	1							
令和4年								
令和5年				1				

(7) 表彰に関する調べ

消防では、消防行政又は消防業務に協力し、安全に寄与したと認められる個人や団体に対し、防災意識の高揚を図ることを目的に、消防出初式等の機会をとらえ表彰を行っています。

(過去5年間)

種別	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
職員表彰	国 功 労					
	國 永勤功		3	3		
	県 永勤功	3 0	8	1 4	1 6	1 5
	県 優消職					
	全 長 功 労			1		
	全 長 永勤功	5	7	1 3	1 0	1 5
	全 協 優消職	1		1		
	全 協 永勤功					
	日 消 協 功 繢	1		1	1	
	日 消 協 精 繢		1		2	
組 合 表 彰	日 消 協 勤 繢	5	6	8	1 3	1 5
	県 長 優消職		1			
	県 長 永勤功					
	県 協 優消職	2	2	2	2	2
	県 協 永勤妻	5	6	6	9	1 5
	組 合 10年	5	6	4	6	9
	組 合 20年	2 2	1 4	2	3	
一般表彰	組 合 25年	1 5	1 2	1 3	1 2	2 1
	組 合 30年	7	5	5	1 3	1 0
	特 別 賞					
	優 秀 賞					
一般表彰	部 隊 賞					
	感謝状	1	5		1	1 0
	表 彰 状					